

# 四半期報告書

(第125期第1四半期)

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
第3 【提出会社の状況】 .....	16
1 【株式等の状況】 .....	16
2 【役員の状況】 .....	17
第4 【経理の状況】 .....	18
1 【四半期連結財務諸表】 .....	19
2 【その他】 .....	30
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	31

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月15日

【四半期会計期間】 第125期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・社長経営委員 工藤泰三

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03-3284-6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 高橋栄一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03-3284-6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 高橋栄一

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店  
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)  
日本郵船株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区牛島町6番1号)  
日本郵船株式会社関西支店  
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第124期 第1四半期 連結累計期間	第125期 第1四半期 連結累計期間	第124期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	504,779	447,733	1,929,169
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	38,119	△10,164	114,165
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△) (百万円)	22,994	△7,151	78,535
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	△13,820	△17,030	41,995
純資産額 (百万円)	683,979	697,911	728,094
総資産額 (百万円)	2,187,711	2,094,160	2,126,812
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は 四半期純損失金額(△) (円)	13.54	△4.21	46.27
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	29.3	31.4	32.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高は消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)抜きで表示している。
3. 第124期第1四半期連結累計期間及び第124期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。第125期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。
4. 第124期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当第1四半期連結累計期間よりセグメントの事業・役務区分の一部見直しを行いました。変更の内容については、「第一部 企業情報 第4 経理の状況 注記事項(セグメント情報等)」に記載されているとおりです。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、前事業年度の有価証券報告書に記載した「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりです。

#### (19) 重要な訴訟事件等の発生について ② 郵船ロジスティクス㈱について

郵船ロジスティクス㈱は平成23年7月6日付で公正取引委員会から各審判請求をいずれも棄却する旨の審決を受けました。その後、同社ではこの審決の内容を詳細に検討した結果、本審決書における公正取引委員会の判断に得心することはできないものとして、平成23年7月29日開催の取締役会において、東京高等裁判所に対して審決取消訴訟を提起することを決議し、平成23年8月3日付で訴状を提出いたしました。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日までの3ヶ月)の業績は、連結売上高4,477億円(前年同四半期5,047億円)、営業損失104億円(前年同四半期営業利益400億円)、経常損失101億円(前年同四半期経常利益381億円)、四半期純損失71億円(前年同四半期純利益229億円)となりました。

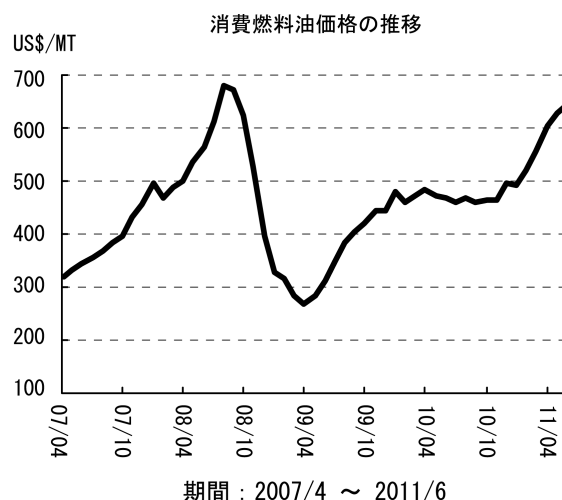
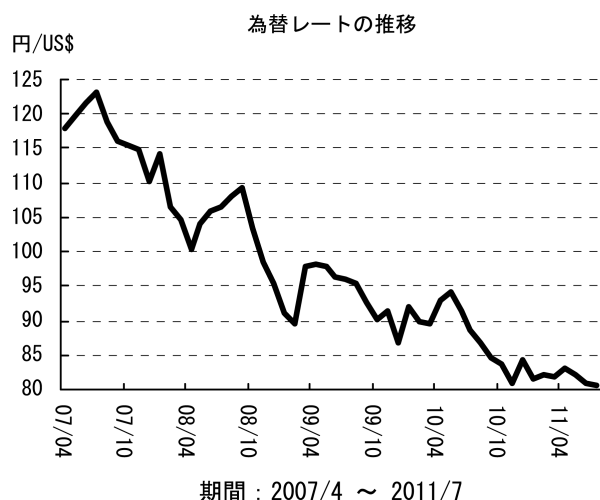
#### (概況)

当第1四半期連結累計期間は、米国の景気回復の遅れ、欧州の財政金融不安、中国の金融引き締め等を背景に、為替は円高基調で推移し、国際商品市場における価格上昇によるインフレ圧力から燃料油は高騰を続け、加えて東日本大震災の影響で海運を取り巻く事業環境は厳しいものとなりました。大型コンテナ船の竣工による供給過剰感からコンテナ船の運賃は軟化し、東日本大震災の影響によるサプライチェーンの分断により日本を中心とするコンテナの荷動きが鈍化し、完成車輸送は急激に減少しました。更にドライバルカーやタンカー市況は、需要を大幅に上回る新造船の竣工により依然低迷状態から脱せず、海運業部門の業績は赤字となりました。一方、ターミナル関連事業、航空運送事業、物流事業などの非海運部門では黒字を確保しました。

これらの要因により売上高は前年同四半期比570億円減(11.3%減)となりました。一方、燃料油価格の高騰やその他コスト増により、減速航海の拡大や停船等のコスト削減に取り組んだものの、売上原価は前年同四半期比で35億円減(0.9%減)に留まりました。販売費及び一般管理費の削減にも取り組みましたが、営業利益は前年同四半期比504億円減で、売上高営業利益率は前年同四半期の7.9%から△2.3%へと、10.2ポイント下落しました。この結果、経常利益は前年同四半期比で482億円減、四半期純利益は同301億円減といずれも前年同四半期比大幅減益となりました。

なお、当第1四半期連結累計期間の為替レートと燃料油価格の前第1四半期連結累計期間からの変動は以下のとおりです。

	前第1四半期 (3ヶ月)	当第1四半期 (3ヶ月)	差額
平均為替レート	92.81円/US\$	82.04円/US\$	10.77円 円高
平均燃料油価格	US\$475.08/MT	US\$625.20/MT	US\$150.12高



(注) 為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値である。

## (セグメント別概況)

(単位：億円)

		売上高				営業利益			経常利益		
		前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減額	増減率	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減額	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減額
一般貨物 輸送事 業	定期船事業	1,231	1,085	△145	△11.8%	117	△85	△202	103	△86	△189
	ターミナル関連事業	306	345	38	12.7%	16	17	0	16	17	0
	航空運送事業	231	226	△5	△2.6%	20	22	1	19	19	0
	物流事業	1,014	943	△70	△7.0%	18	6	△11	20	9	△10
	不定期専用船事業	2,099	1,731	△368	△17.5%	234	△45	△279	224	△54	△278
その他事 業	客船事業	90	71	△19	△21.7%	△13	△23	△10	△13	△23	△9
	不動産業	29	26	△2	△9.2%	9	7	△1	12	10	△1
	その他の事業	395	458	62	15.8%	△2	△3	△0	△1	4	6

(注) 1. 本年度より開始した中期経営計画で提示された一般貨物輸送事業に属する4つの報告セグメントをまとめて表示する為、当第1四半期連結累計期間より報告セグメントの並び順を変更している。

2. 上記の前第1四半期連結累計期間の数字は、当第1四半期連結累計期間に行った当社グループの物流事業の再編に伴う「ターミナル関連事業」、「物流事業」、「不定期専用船事業」に係る事業・役務区分の一部見直しによる変更を反映していない。

## &lt;定期船事業&gt;

欧州航路を中心とするマーケットへの大型船投入等の影響もあり需給関係が悪化した為、各航路において運賃水準が前年同四半期を下回りました。また、東日本大震災の影響で日本発着貨物の荷動きが減少したため、特にアジア航路では積高が前年同四半期を大きく下回りました。更に大幅に円高が進行し、これらの結果、売上高は前年同四半期比大きく減少しました。燃料油価格の高騰に対しては引き続き減速航海を始めとする燃料費削減活動を徹底する事で一定のコスト削減を達成しましたが、業績は前年同四半期比で大幅に悪化し損失を計上しました。

## &lt;ターミナル関連事業&gt;

国内・海外コンテナターミナルの取扱量は堅調に推移した一方で、その他港湾関連事業は低迷しました。結果としてターミナル関連事業全体の経常利益はほぼ前年同四半期程度となりました。

## &lt;航空運送事業&gt;

日本貨物航空(株)は、一部で荷動きが鈍化する兆候が見られたものの、東日本大震災に伴う緊急貨物の輸送を定期便及び臨時便・チャーター便で取り込んだことや、生鮮食品の輸送が堅調に推移し、航空貨物の荷動きが活発であった前年同四半期との比較においても、ほぼ同等の経常利益を確保することができました。

## &lt;物流事業&gt;

東日本大震災による世界的なサプライチェーンの影響により、ほぼ全ての地域において、自動車関連部品、電子・電気機器関連品を中心に取扱量は前年同四半期比で減少しました。ロジスティクス事業も、同様に震災の影響を受け、また、燃料油価格の高騰で全体的に収益性を圧迫されましたが、欧州については取扱量が増え比較的堅調に推移しました。この結果、前年同四半期比で減収減益となりました。



### <不定期専用船事業>

自動車船部門では、東日本大震災により自動車部品のサプライチェーンが分断され、3月後半から国内自動車メーカーの生産が急減しました。この結果、当第1四半期の日本発完成車輸送台数は四半期で前年同四半期比4割減となるなど、大幅に減少した為、停船の実施や減速航海で対応しました。

ドライバルク部門では、新興国を中心に鉄鋼・エネルギー需要は堅調に推移し、南米産穀物出荷も最盛期を迎えましたが、鉄鉱石、石炭の国際価格の上昇により、中国向けの海上荷動き量が頭打ちとなりました。一方、船腹については、新造船の大量竣工により供給圧力が高まり、解撤が増えたものの、市況はケープサイズを中心に低迷を続けました。

タンカー部門では、中国など新興国の石油需要増がありましたが、先進国では原油・ガソリン価格高騰により石油需要回復は弱く、海上荷動きは盛り上がりには欠けました。船腹はVLCCなど新造船竣工量が多い一方、解撤・改造が進まず、洋上備蓄も減少し、過剰感が強まり、総じて市況は低水準で推移しました。

これらの結果、不定期専用船事業全体で前年同四半期に比べ売上は大きく下回り、損失を計上しました。



### <客船事業>

北米市場のクリスタル・クルーズは、米国の景気回復の遅れ、燃料油価格高騰もあり、売上高、利益共に前年同四半期を下回りました。日本市場の飛鳥Ⅱは、世界一周クルーズの航路寄港地変更で一部予約キャンセルが発生したものの、前年同四半期比増収で損失を縮小しましたが、客船事業全体では前年同四半期の実績を下回る結果となりました。

### <不動産業、その他の事業>

不動産業では、賃料水準の低下及び空室率の増加により、前年同四半期比で減収減益となりました。その他の事業は、商事業において船舶向け燃料油の価格上昇や販売数量の増加により、前年同四半期比増収となったほか、製造加工業においても、陸上工事の受注や燃料添加剤等の販売が増加した結果、前年同四半期を上回る実績となりました。

## (2) 対処すべき課題

### 1. 経営環境の変化への対応

当第1四半期連結累計期間においては、本年3月発生の東日本大震災の影響により、完成車輸送・コンテナ輸送を中心に需要が大幅に落ち込みました。世界経済においては、引き続き緩やかな回復傾向にあるものの、欧州の経済不安や、中国など新興国経済の先行きが不透明のため、景気回復が持続するという見通しはたっておりません。

当社グループは、本年4月よりスタートした新中期経営計画“More Than Shipping 2013”に基づいて、従来の海運業の枠組にとどまらないプラスアルファの戦略を実行し、かかる厳しい状況への対応を進めていきます。

### 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年6月24日開催の当社第121期定時株主総会において株主の皆様から承認を受け、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策」（以下「旧プラン」といいます。）を導入しておりますが、その有効期間は、平成23年6月開催の当社第124期定時株主総会終結の時までとなっております。

当社取締役会は、旧プランの導入後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展などを踏まえ、当社及び当社企業グループの企業価値及び株主共同の利益を確保及び向上させるという観点から、旧プランの継続の是非も含め、その在り方について継続的に検討してまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を一部修正するとともに、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策」についても一部修正の上、更新することを決議し、平成23年6月開催の当社第124期定時株主総会において株主の皆様のご承認により発効いたしました（以下一部修正の上、更新後のものを「本プラン」といいます。）。

本プランの、旧プランからの主な修正点は、以下のとおりであり、いずれも、本プランの適用の明確性及び透明性を高めるためのものです。

- ① 当社取締役会又は独立委員会が大規模買付者に対して補足又は追加の情報提供を求める場合に、期限を設定しました。
- ② 独立委員会が当社取締役会に対して情報提供を求める場合に、期限を設定しました。
- ③ 独立委員会の検討期間を営業日から暦日に変更しました。
- ④ 対抗措置が発動され得る濫用的買付者の類型に該当する場合をより限定しました。
- ⑤ 企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付等に関し、対抗措置が発動され得るのは著しく毀損するおそれがある場合のみに限定するとともに、例示を削除し、簡素化しました。
- ⑥ 対抗措置を発動する場合に一部の株主予約権者への現金交付は行わないことを明示しました。

## 1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、以下に申し述べます当社及び当社企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業理念を理解し、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社グループは、「海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流企業グループとして、安全・確実な『モノ運び』を通じ、人々の生活を支えます。」を当社グループ企業理念の基本として、日々の企業活動を行っております。

当社グループが標榜するグローバルな総合物流とは、海上運送事業に、陸上運送事業及び倉庫事業等の陸上物流事業、航空運送事業、並びにターミナル事業等を、世界的な規模で有機的かつ複合的に結合させて海運業プラスアルファのサービスをお客様に提供するとともに、海運市況変動の経営に与える影響を極力小さくすることを目的とする事業形態であります。

当社は、この総合物流は、グローバル社会の基盤の役割を担う公共性を持った事業であるのみならず、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を最大化する事業形態でもあると考えております。当社はこの考え方を当社グループの経営戦略の根幹に据え、従来よりその発展及び深化に努めてまいりました。

当社グループは現在、海上運送事業分野においては、新興国等の経済成長に伴い拡大する資源運送の分野をはじめとして、積極的な船舶投資を行っております。その一方で、陸上物流事業ではサービスネットワークの拡大、新興地域での事業拡大、及び総合物流戦略を中心としたお客様本位の営業基盤の整備に取り組んでおります。航空運送事業においては新鋭機材の導入等の投資を続けております。これら海・陸・空の輸送モードを整備し海運業プラスアルファのサービスを提供してお客様に満足いただくことで、当社は総合物流企業グループとしての更なる発展を目指しております。

また、当社グループは、企業は株主・投資家の皆様をはじめとし、お客様、社会、グループ社員その他のステークホルダーなしには存在しえない社会的存在であり、社会に対する責任（CSR）こそが経営の基本であり、かつ当社グループの企業価値の源泉でもあると考えております。当社グループは、当社グループの有する経営資源及び利益の社会への還元を努めるとともに、総合物流の基盤をなす環境対策及び安全対策に積極的な施策を講じる等、CSR経営を深化させております。

当社グループは、今後ともCSR経営への強い意識を有するグローバルな総合物流企業グループとして発展することにより、その企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目指します。

当社は、上場企業として、特定の者による株券等の大規模な買付行為を受け入れるか否かは、当社株主の皆様に必要な情報が提供された上で、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資する当社株券等の大規模な買付行為がなされることを否定するものではありません。

しかし、株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様が株券等の大規模な買付行為の内容等について検討し、取締役会が意見をとりまとめ、必要に応じ代替案を提示するために必要な時間や情報を提供しないもの、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的なもの、又は、買付等の条件が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあるものがあることを、否定することができません。

当社は、かかる買付行為を行う者は、冒頭に申し述べた点に鑑み、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えます。したがって、かかる買付行為に対しては、法令及び当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を講じることといたしました。

## 2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下に申し述べます、新中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、更に投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元を進めてまいり所存です。

当社取締役会は、これらの取組みはいずれも当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目指すものであることから、1)で申し述べた基本方針に沿うものであって、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

### ① 中期経営計画“More Than Shipping 2013”の策定及びその実施

当社は、さる平成23年3月31日、平成23年4月から平成26年3月までを対象期間とする新中期経営計画“More Than Shipping 2013”を策定し発表いたしました。この新中期経営計画により、当社グループの新たな成長とそれを支える基盤の整備の道筋を、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様へ提示し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化を図ってまいります。

新中期経営計画“More Than Shipping 2013”においては、「アジアの成長を世界へ繋ぐ」を副題として、従来の海運業にプラスアルファの戦略を策定し、アジアの成長を取り込み更なる成長を目指します。

### ② 企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目指し、透明性の高い経営体制の構築を目指しております。その中でコーポレート・ガバナンスの整備は重要な課題であり絶えず見直しを進めております。

当社は平成14年より経営委員制度を導入し、取締役の人数を削減することで取締役会の活性化を図ってまいりました。現在の当社の取締役は13名です。また、株主総会招集通知を原則的に総会開催の3週間前に発送し、株主の皆様が余裕を持って議案をご検討いただけるように努めてまいりました。当社は、旧プランの導入に伴い、一層の経営の透明性確保のためと取締役会による経営監督機能の強化を図るため、平成20年6月24日開催の当社定時株主総会において新たに独立性の高い社外取締役の選任と、取締役任期を1年とする定款変更を株主の皆様にお諮りし、承認をいただいておりますが、この点は、本プランへの更新後も同様です。なお、当社の社外取締役（2名）及び社外監査役（2名）は、いずれも(株)東京証券取引所等へ届け出た独立役員であり、独立性が高く、株主の皆様と利益相反が生じるおそれのない者です。

### ③ 投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元

当社は、海上運送事業はもとより他の事業の拡充など将来の事業展開と市況の変動に耐えうる内部留保の水準とに留意しつつ、配当性向や当社の業績の見通し等を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としています。

なお、新中期経営計画“More Than Shipping 2013”においては連結配当性向の目安を25%として掲げております。

### 3) 本プランの導入の目的

当社は、1)に述べましたとおり、CSRは経営の根本であるとの強い意識を有するグローバルな総合物流企業として発展することにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目指しており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業活動の基本理念を理解し、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。旧プランは、かかる観点から、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株券等の大規模な買付行為を防止すべく平成20年に導入したもので、今回これを一部修正した上で本プランとして更新することとしたものです。

もともと、当社は、同じく1)に述べましたとおり、当社株券等の大規模な買付行為が行われた場合、それが当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあるか、ひいてはこれに対し対抗措置を講ずるか否かは、最終的には株主の皆様が判断されることであると考えております。しかし、株主の皆様がこの判断を適切に行うには、当該大規模な買付行為を行う者、その目的、その条件、大規模な買付行為の資金の調達方法及び買付行為の後の当社グループの経営方針及び事業計画等を知ることが不可欠であり、それらの情報を収集し、株主の皆様へ伝達するのは、株主の皆様の負託を受けて会社経営の任にあたる取締役会の責務であると考えております。状況によっては、取締役会が株主の皆様に対し、買付者の経営方針及び事業計画等に対する代替案をお示ししその判断に委ねることもまた、取締役会の責務であると考えております。にもかかわらず、大規模な買付行為を行う者がそれら情報の提供に応じない場合には、当社グループの企業価値及び株主共同の利益が著しく毀損されるのを防ぐため、取締役会は原則として速やかに対抗措置を講じる必要があると考えております。また、大規模な買付行為を行う者が、取得した株券等の高値買取りを会社に要求する、会社を一時支配後会社の資産等を廉価に取得しようとする、株主に株券等の売却を事実上強要する等当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的な買付者である場合にも、同様であると考えます。更に、買付等の条件が、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると考えられる場合には、対抗措置を講ずるか否かの判断は、企業価値及び株主共同の利益を図るべく経営の任にあたる取締役会の責務を踏まえつつも、最終的には株主の皆様へ委ねるのが適切であると考えております。

そして、これらの過程において、取締役会が万が一にも恣意的に行動することのなきよう、それを防ぐための措置を講ずることも必要であります。

本プランは、上述の各要請を合理的に調整し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるためのものです。

#### 4) 本プランの概要及び対抗措置の発動

本プランは次の手続きに従って進められるものとします。

##### <発動対象>

本プランの対象となる買付は、議決権割合が20%以上となる大規模買付等です。

##### <独立委員会の設置>

当社取締役会は、大規模買付等が行われる際に対抗措置発動の是非等を審議する機関として、社外取締役及び社外有識者等合計3名以上で構成される独立委員会を設置します。

独立委員は社外取締役岡本行夫氏、社外取締役翁百合氏、及び社外有識者平山正剛氏の3名です。

##### <手続きの流れ>

(ア) 大規模買付者に、当社株式等の大規模買付等を行うに先立ち当社代表取締役に対し、意向表明書を提出していただきます。

(イ) 当社取締役会は、意向表明書を受領した後10日以内に、提出していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者へ交付します。

(ウ) 大規模買付者には、大規模買付情報を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は買付説明書を調査し、株主の皆様の判断並びに取締役会及び独立委員会の意見形成に十分なものであることを確認します。

当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、最初の買付説明書を提出した日から最長60日までの期間において、買付説明書を補足又は追加する情報の提供を求めることができます。

(エ) 買付説明書の確認終了後、取締役会は独立委員会に対抗措置発動の是非について諮問します。

独立委員会は、当社取締役会に対し、大規模買付者から買付説明書の提出が完了した日から最長30日までの期間において、当該大規模買付等並びに買付説明書に対する意見、当社取締役会の決定している事業施策等並びにそれらの正確性及び正当性を基礎付ける資料、代替案、その他独立委員会が必要かつ十分と認める情報の提供を求めることができます。独立委員会は、原則60日の検討期間において、対抗措置の発動の是非等について調査及び協議を実施し、当社取締役会に対し対抗措置の発動、不発動他の勧告を行います。取締役会は独立委員会の勧告内容に従い以下(オ)～(キ)の対応を行います。

(オ) 独立委員会が大規模買付者を「濫用的買付者」（グリーンメーラー等）と認定し対抗措置の発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、大規模買付者に対する対抗措置（新株予約権の無償割当て等）を発動することができるものとします。ただし、対抗措置が新株予約権の発行の場合であっても、一部の新株予約権者に対する現金交付は行いません。

(カ) 以下の条件の場合、取締役会は、株主の皆様の意思を確認するために株主総会を招集し、対抗措置発動の承認を経た上で、対抗措置を発動することができるものとします。

(i) 独立委員会が、大規模買付者は濫用的買付者に該当すると認め、かつ取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合

(ii) 独立委員会が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する事態をもたらすおそれがある買付等と判断した場合

(キ) 独立委員会が対抗措置の不発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重しなければならないものとします。

(ク) 大規模買付者が本プランが定める手続きを遵守しない場合、独立委員会の発動勧告を経た上で、取締役会は対抗措置を発動することができるものとします。

#### 5) 本プランの発効、有効期間、廃止及び変更

本プランは、平成23年6月開催の当社第124期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき発効しております。本プランの有効期間は本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会が独立委員会の承認を得た上で本プランを廃止する旨の決議を行った場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設若しくは改廃が行われ、又は重要な裁判所の判断が示され、当該新設、改廃又は判断を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の主旨の範囲内で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

#### 6) 本プランの株主及び投資家の皆様等への影響

##### ① 総論

本プランは、当社株主及び投資家の皆様が本規模買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、ひいては、当社株主及び投資家の皆様に代替案の提示を受ける機会を与えることにつながりうるものです。これにより、当社株主及び投資家の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上につながるものと考えます。したがって、本プランは、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提ともなるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、4)において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や大規模買付者の動向にご注意ください。

##### ② 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主及び投資家の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付等を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、当社株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った当社株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### 7) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等の大規模買付等が行われる場合に、大規模買付者に対し、当社株主の皆様が大規模買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報の提供を求め、当社取締役会が、その内容を当社株主の皆様へ伝達し、更に必要に応じて当社株主の皆様へ代替案をお示しすることを可能とするためのものです。それにもかかわらず、大規模買付者がこれらを提供しない場合、又は濫用的買付者に該当する場合に、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のために対抗措置を発動することを可能にし、それらにあたらぬ大規模買付等の場合であっても、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認められた場合は株主総会を招集して当社株主の皆様に対抗措置の発動の是非について直接判断していただく場を設けようとするものであって、基本方針に沿ったものと考えております。

#### 8) 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は、本プランは株主共同の利益を損なうものではなく、役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。その理由は、7)で申し述べた点に加えて、次のとおりです。

##### (ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則 2. 事前開示・株主意思の原則 3. 必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえております。

##### (イ) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

平成23年6月開催の当社第124期定時株主総会において、本プランの適否に関して当社株主の皆様のご意思を確認させていただきました。本プランの有効期間は本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとしており、それまでに開催される株主総会において当社株主の皆様から本プランの継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されるものとします。

また、平成20年6月24日開催の定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更を当社株主の皆様にお諮りしご承認をいただいておりますが、この定款変更によりその後の定時株主総会における取締役の選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての当社株主の皆様のご意思を確認できるようにしております。



(ウ) 対抗措置発動の対象たる買付者の要件の合理性、明確性及び厳格性等

本プランにおいては、取締役会決議により対抗措置発動をなしうる対象である手続不遵守買付者及び濫用的買付者について、合理的にして明確かつ厳格な要件を設定しております。そして企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認定される大規模買付者への対抗措置の発動については、株主総会の決議により、これを決定していただくことしております。

(エ) 独立性の高い社外者の判断と情報開示

本プランにおいては、要件に該当するか否かの判断が容易で、恣意性のある余地の小さい手続不遵守買付者に対しても独立委員会の勧告を経て当社取締役会が対抗措置の発動を決定することとしております。濫用的買付者の認定及び同買付者に対する対抗措置の発動については、当社の社内取締役及び経営委員等の経営陣から独立しているのみならず、会社の経営、経済又は法令に通曉した者（独立委員会委員3名のうち2名は、㈱東京証券取引所等へ届け出た独立役員であり、また、もう1名は当社と顧問契約を有しない弁護士であり、独立性が高い上に当社株主の皆様と利益相反が生じるおそれもございません。）から成る独立委員会の判断に委ねられており、その勧告を最大限尊重して当社取締役会はそのために必要な決議を行うこととして、取締役の恣意的判断がなされる余地を極力排除しております。

また、独立委員会が、当該大規模買付者は企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大規模買付者であると認定した場合の対抗措置の発動の是非については、株主総会において判断していただくこととしており、当社取締役会が恣意的に決定することができないようにしております。

(オ) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立委員会は当社の費用により、ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士及び弁護士等の専門的な知識、経験及び知見を有する者（以下「第三者専門家」といいます。）の助力を受けることができるものとしております。また、独立委員会の勧告及び勧告を導くためのこれら専門家からの意見等の概要のうち独立委員会が相当と認めたものは公表いたします。

(カ) 情報の公表

大規模買付者からの意向表明書又は買付説明書の提出があったこと等は、本プラン記載の時期に公表することとし、買付説明書の内容、当社取締役会が独立委員会に提出した意見及び事業施策等、第三者専門家の意見並びに独立委員会の答申書の内容のうち開示が相当と認められるものは、本プラン記載の適切な時期に公表することとしております。

(キ) デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は2)で申し述べましたとおり、取締役任期を1年としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### (3) 研究開発活動

当社グループは、革新的な環境技術の開発に取り組んでいます。完全子会社である㈱MTIとともに、環境負荷を低減する省エネ船の開発を継続し、国土交通省の平成23年度「船舶からのCO<sub>2</sub>削減技術開発支援事業」の補助対象に8事業が選定されるなど、技術開発を進めています。補助対象事業の一つとして、船舶用ハイブリッド給電システムを当社が運航する自動車運搬船に搭載し、実証実験を開始しました。これにより、太陽光など変動がある新エネルギーを導入した場合の船内への電力の安定供給に関する技術の確立を目指します。

なお、当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は145百万円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,983,550,000
計	2,983,550,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,700,550,988	1,700,550,988	東京、名古屋、大阪 各証券取引所(注)	単元株式数は1,000株である。
計	1,700,550,988	1,700,550,988	—	—

(注) 東京、名古屋、大阪とも市場第一部に上場している。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権及び新株予約権付社債はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年6月30日	—	1,700,550,988	—	144,319,833	—	151,691,857

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

### ① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,676,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,686,228,000	1,686,228	—
単元未満株式	普通株式 10,646,988	—	—
発行済株式総数	1,700,550,988	—	—
総株主の議決権	—	1,686,228	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式14,000株（議決権14個）が含まれている。

### ② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本郵船(株)(注)	東京都千代田区丸の内 2-3-2	3,629,000	—	3,629,000	0.21
日本港運(株)	神戸市中央区海岸通 5-1-3	8,000	—	8,000	0.00
三洋海事(株)	尼崎市中在家町3-449	15,000	—	15,000	0.00
太平洋汽船(株)	東京都千代田区神田駿河台 4-2-5	24,000	—	24,000	0.00
計	—	3,676,000	—	3,676,000	0.21

(注) 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式500株（議決権0個）が含まれている。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	504,779	447,733
売上原価	416,928	413,363
売上総利益	87,850	34,369
販売費及び一般管理費	47,788	44,781
営業利益又は営業損失(△)	40,061	△10,412
営業外収益		
受取利息	575	440
受取配当金	1,688	1,565
持分法による投資利益	1,844	1,470
その他	1,201	1,094
営業外収益合計	5,309	4,571
営業外費用		
支払利息	4,338	4,059
為替差損	2,081	75
その他	831	188
営業外費用合計	7,251	4,323
経常利益又は経常損失(△)	38,119	△10,164
特別利益		
固定資産売却益	5,064	4,026
その他	4,358	277
特別利益合計	9,423	4,304
特別損失		
固定資産売却損	10	24
投資有価証券評価損	89	1,695
減損損失	—	903
その他	9,496	721
特別損失合計	9,596	3,344
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	37,946	△9,204
法人税等	13,900	△2,683
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	24,046	△6,521
少数株主利益	1,051	630
四半期純利益又は四半期純損失(△)	22,994	△7,151

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	24,046	△6,521
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△11,270	△6,192
繰延ヘッジ損益	△9,951	△2,349
為替換算調整勘定	△15,097	△4,970
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,546	205
持分変動差額	—	2,796
その他の包括利益合計	△37,866	△10,509
四半期包括利益	△13,820	△17,030
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△13,866	△17,468
少数株主に係る四半期包括利益	45	437

## (2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	152,568	149,128
受取手形及び営業未収入金	182,276	190,174
有価証券	45,619	266
たな卸資産	53,734	55,905
繰延及び前払費用	53,342	54,481
繰延税金資産	15,061	20,057
その他	62,526	68,546
貸倒引当金	△2,672	△2,709
流動資産合計	562,457	535,850
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	707,819	719,504
建物及び構築物（純額）	75,561	74,160
航空機（純額）	4,271	4,232
機械装置及び運搬具（純額）	29,361	29,536
器具及び備品（純額）	5,647	5,758
土地	61,768	61,594
建設仮勘定	262,227	257,811
その他（純額）	4,244	4,277
有形固定資産合計	1,150,901	1,156,875
無形固定資産		
借地権	2,974	3,017
ソフトウェア	6,797	6,722
のれん	19,064	18,541
その他	3,388	3,311
無形固定資産合計	32,225	31,593
投資その他の資産		
投資有価証券	270,301	257,560
長期貸付金	18,575	17,653
繰延税金資産	10,029	10,580
その他	84,083	85,929
貸倒引当金	△3,686	△3,705
投資その他の資産合計	379,302	368,018
固定資産合計	1,562,429	1,556,486
繰延資産	1,925	1,822
資産合計	2,126,812	2,094,160



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	157,835	151,795
1年内償還予定の社債	—	30,000
短期借入金	97,641	96,060
未払法人税等	10,680	4,210
繰延税金負債	873	435
前受金	42,096	46,192
賞与引当金	8,210	8,573
役員賞与引当金	438	130
その他	83,952	96,174
流動負債合計	401,728	433,574
固定負債		
社債	251,059	221,042
長期借入金	627,054	629,652
繰延税金負債	10,070	6,159
退職給付引当金	15,294	15,555
役員退職慰労引当金	2,077	1,714
特別修繕引当金	18,473	18,063
独禁法関連引当金	1,728	1,728
その他	71,230	68,755
固定負債合計	996,989	962,673
負債合計	1,398,718	1,396,248
純資産の部		
株主資本		
資本金	144,319	144,319
資本剰余金	155,658	155,656
利益剰余金	472,277	460,117
自己株式	△1,905	△1,905
株主資本合計	770,349	758,188
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24,846	18,693
繰延ヘッジ損益	△43,182	△47,597
為替換算調整勘定	△67,385	△72,650
その他の包括利益累計額合計	△85,721	△101,553
少数株主持分	43,466	41,277
純資産合計	728,094	697,911
負債純資産合計	2,126,812	2,094,160

**【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】**

当第1四半期連結会計期間において、連結の範囲又は持分法適用の範囲の重要な変更はない。

**【追加情報】**

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)	
(1) 保証債務等		(1) 保証債務等	
連結会社(当社及び連結子会社)以外の 会社の金融機関からの借入れ等に対し、債 務保証等を行っている。		連結会社(当社及び連結子会社)以外の 会社の金融機関からの借入れ等に対し、債 務保証等を行っている。	
NYK ARMATEUR S. A. S.	31,303百万円	NYK ARMATEUR S. A. S.	31,108百万円
TATA NYK SHIPPING PTE. LTD.	6,094 "	TATA NYK SHIPPING PTE. LTD.	5,923 "
YEBISU SHIPPING LTD.	5,473 "	YEBISU SHIPPING LTD.	5,293 "
OJV CAYMAN 5 LTD.	5,266 "	OJV CAYMAN 5 LTD.	5,266 "
OJV CAYMAN 1 LTD.	4,708 "	OJV CAYMAN 1 LTD.	4,708 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD.	3,110 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD.	3,021 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD.	3,028 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD.	2,943 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD.	2,996 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD.	2,910 "
CAMARTINA SHIPPING INC.	2,941 "	CAMARTINA SHIPPING INC.	2,827 "
INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD. 及び (NO.2) LTD.	2,754 "	INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD. 及び (NO.2) LTD.	2,696 "
ETESCO DRILLING SERVICES, LLC	2,470 "	ETESCO DRILLING SERVICES, LLC	2,499 "
飛島コンテナ埠頭(株)	1,884 "	UNITED EUROPEAN CAR CARRIERS B. V.	2,161 "
LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD.	1,548 "	飛島コンテナ埠頭(株)	1,866 "
J5 NAKILAT NO.1 LTD.	1,322 "	LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD.	1,546 "
OJV CAYMAN 3 LTD.	1,320 "	J5 NAKILAT NO.1 LTD.	1,326 "
J5 NAKILAT NO.3 LTD.	1,299 "	OJV CAYMAN 3 LTD.	1,320 "
J5 NAKILAT NO.6 LTD.	1,273 "	J5 NAKILAT NO.3 LTD.	1,304 "
J5 NAKILAT NO.4 LTD.	1,271 "	J5 NAKILAT NO.6 LTD.	1,277 "
J5 NAKILAT NO.7 LTD.	1,255 "	J5 NAKILAT NO.4 LTD.	1,274 "
J5 NAKILAT NO.8 LTD.	1,250 "	J5 NAKILAT NO.7 LTD.	1,261 "
J5 NAKILAT NO.2 LTD.	1,242 "	J5 NAKILAT NO.8 LTD.	1,255 "
THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD.	1,220 "	J5 NAKILAT NO.2 LTD.	1,246 "
J5 NAKILAT NO.5 LTD.	1,219 "	J5 NAKILAT NO.5 LTD.	1,222 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.4 LTD.	1,082 "	THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD.	1,104 "
船舶保有・貸渡関係会社 (2社)	2,251 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.4 LTD.	1,082 "
従業員	1,645 "	船舶保有・貸渡関係会社 (2社)	2,140 "
その他46社	6,703 "	従業員	1,570 "
計	97,937 "	その他41社	6,521 "
		計	98,681 "

(2) 連帯債務

他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額
㈱商船三井	2,000百万円
川崎汽船㈱	822 "
飯野海運㈱	219 "
計	3,041 "

連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。

- (3) 連結子会社が船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は37,065百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成30年12月までの間に終了する。

- (4) 当社及び連結子会社である日本貨物航空㈱が航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には、残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は25,858百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成25年12月までの間に終了する。

- (5) 連結子会社である日本貨物航空㈱は、航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して、米国において、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されている。

集団訴訟の結果については、日本貨物航空㈱の経営成績に影響を及ぼす可能性があるが、その結果を合理的に予測することは困難である。

(2) 連帯債務

他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額
㈱商船三井	1,345百万円
川崎汽船㈱	552 "
飯野海運㈱	147 "
計	2,046 "

連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。

- (3) 連結子会社が船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は39,336百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成33年6月までの間に終了する。

- (4) 同左

- (5) 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	24,848百万円	24,772百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,395	利益剰余金	2	平成22年3月31日	平成22年6月24日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項なし。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	8,484	利益剰余金	5	平成23年3月31日	平成23年6月24日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項なし。

(追加情報)

四半期連結包括利益計算書における持分変動差額は、当社の連結子会社である郵船ロジスティクス(株)との海外事業統合に伴う組織再編によるものである。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間より報告セグメントの並び順を変更している。この並び順の変更がセグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に与える影響はない。

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	定期船 事業	不定期 専用船 事業	物流事業	ターミ ナル関 連事業	客船事業	航空運送 事業	不動産業	その他 の事業	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	122,105	208,168	101,202	22,999	9,077	20,724	2,496	18,003	504,779	—	504,779
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,033	1,745	267	7,664	—	2,471	428	21,593	35,204	△35,204	—
計	123,138	209,914	101,470	30,664	9,077	23,196	2,924	39,597	539,983	△35,204	504,779
セグメント利益 又は損失(△)	10,324	22,431	2,029	1,683	△1,372	1,967	1,249	△198	38,115	4	38,119

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高に係る調整である。  
2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	一般貨物輸送事業				不定期 専用船 事業	その他事業			計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	定期船 事業	ターミ ナル関 連事業	航空運送 事業	物流事業		客船事業	不動産業	その他 の事業			
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	107,481	27,975	20,231	93,650	170,961	7,108	2,320	18,004	447,733	—	447,733
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,071	6,576	2,372	737	2,145	—	336	27,853	41,093	△41,093	—
計	108,552	34,551	22,603	94,388	173,106	7,108	2,656	45,857	488,826	△41,093	447,733
セグメント利益 又は損失(△)	△8,614	1,732	1,987	977	△5,459	△2,353	1,068	493	△10,167	3	△10,164

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高に係る調整である。  
2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

## 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結累計期間より、当社グループの物流事業の再編に伴い「ターミナル関連事業」、「物流事業」、「不定期専用船事業」に係る事業・役務区分の一部見直しを行なった。当該変更を反映した各報告セグメントの主要な事業・役務の内容、並びに当該変更に伴う前第1四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報は以下のとおりである。

報告セグメント	主要な事業・役務の内容
定期船事業	外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店
ターミナル関連事業	コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業
航空運送事業	航空運送業
物流事業	倉庫業、貨物運送取扱業、沿海貨物海運業
不定期専用船事業	外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店
客船事業	客船の保有・運航業
不動産業	不動産の賃貸・管理・販売業
その他の事業	機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	一般貨物輸送事業				不定期専用船事業	その他事業			計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	定期船事業	ターミナル関連事業	航空運送事業	物流事業		客船事業	不動産業	その他の事業			
売上高											
(1) 外部顧客に対する売上高	122,105	28,387	20,724	101,086	202,897	9,077	2,496	18,003	504,779	—	504,779
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,033	7,934	2,471	730	3,005	—	428	21,593	37,197	△37,197	—
計	123,138	36,322	23,196	101,817	205,902	9,077	2,924	39,597	541,976	△37,197	504,779
セグメント利益又は損失(△)	10,324	1,740	1,967	1,925	22,479	△1,372	1,249	△198	38,116	3	38,119

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高に係る調整である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

共通支配下の取引等

(海外物流事業の統合)

当社は、平成22年12月22日付の基本契約に基づき、当社の連結子会社である海外物流会社と当社の連結子会社である郵船ロジスティクス㈱の子会社である海外物流会社を統合した。重要な取引の概要は次のとおりである。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

企業の名称：

①	NYK LOGISTICS (AMERICAS) INC.	YUSEN AIR & SEA SERVICE (USA) INC.
②	NYK LOGISTICS (EUROPE CONTINENT) B. V.	YUSEN AIR & SEA SERVICE (EUROPE) B. V.
③	NYK LOGISTICS (HONG KONG) LTD.	YUSEN AIR & SEA SERVICE (HONG KONG) LTD.
④	NYK LOGISTICS (UK) LTD.	YUSEN LOGISTICS (EUROPE) B. V.

事業の内容：物流事業

(2) 企業結合日

①②③の企業結合は、平成23年4月1日

④の企業結合は、平成23年4月17日

(3) 企業結合の法的形式

①YUSEN AIR & SEA SERVICE (USA) INC. を存続会社とし、NYK LOGISTICS (AMERICAS) INC. を消滅会社とする吸収合併

②YUSEN AIR & SEA SERVICE (EUROPE) B. V. を存続会社とし、NYK LOGISTICS (EUROPE CONTINENT) B. V. を消滅会社とする吸収合併

③NYK LOGISTICS (HONG KONG) LTD. を譲渡会社、YUSEN AIR & SEA SERVICE (HONG KONG) LTD. を譲受会社とする事業譲渡

④NYK GROUP EUROPE LTD. を譲渡会社、YUSEN LOGISTICS (EUROPE) B. V. を譲受会社とするNYK LOGISTICS (UK) LTD. 株式の譲渡

(4) 結合後企業の名称

①YUSEN LOGISTICS (AMERICAS) INC.

②YUSEN LOGISTICS (EUROPE) B. V.

③YUSEN LOGISTICS (HONG KONG) LTD.

④YUSEN LOGISTICS (EUROPE) B. V.

(5) 取引の目的を含む取引の概要

当社と郵船ロジスティクス㈱は、日本郵船グループの物流事業の最適化及び効率化を図り、グループ・シナジーを最大限に発揮することによりその事業価値を向上させ、物流業界における真のグローバル・プレイヤーとしての地位を確立することを目的として、本統合を実施した。

2. 実施した会計処理の概要

本事業統合は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施している。



(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額(円)	13.54	△4.21
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	22,994	△7,151
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	22,994	△7,151
期中平均株式数(千株)	1,697,817	1,696,887
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式について前連結会計年度末から重要な変動がある 場合の概要	—	—

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月11日

日本郵船株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板 垣 雄 士 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 浦 利 治 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五 十 嵐 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年8月15日

**【会社名】** 日本郵船株式会社

**【英訳名】** Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長・社長経営委員 工藤泰三

**【最高財務責任者の役職氏名】** 代表取締役・専務経営委員 内藤忠顕

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

**【縦覧に供する場所】** 日本郵船株式会社横浜支店  
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)

日本郵船株式会社名古屋支店  
(名古屋市西区牛島町6番1号)

日本郵船株式会社関西支店  
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長・社長経営委員工藤泰三及び当社最高財務責任者である代表取締役・専務経営委員内藤忠顕は、当社の第125期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。